再就職手当のご案内

再就職手当とは、雇用保険受給資格者のみなさまが基本手当の受給資格の決定を受けた後に早期に安定した職業に就き、又は事業を開始した場合に支給することにより、より早期の再就職を促進するための制度です。

再就職手当の要件

再就職手当の支給を受けるには下記のすべての要件を満たす必要 があります。

- ①受給手続き後、7日間の待期期間満了後に就職、又は事業を開始したこと。
- ②就職日の前日までの失業の認定を受けた上で、基本手当の支給残日 数が、所定給付日数の3分の1以上であること。
- ③離職した前の事業主に再び就職したものでないこと。また、離職した前の事業主と資本・資金・人事・取引面で密接な関わり合いがない事業主に就職したこと。
- ④受給資格に係る離職理由により給付制限がある方は、求職申込みをしてから、待期期間満了後1か月の期間内は、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介によって就職したものであること。

再就職手当の要件

- ⑤1年を超えて勤務することが確実であること。 (生命保険会社の外務員や損害保険会社の代理店研修生のように、 1年以下の雇用期間を定め雇用契約の更新にあたって一定の目標達 成が条件付けられている場合にはこの要件には該当しません。)
- ⑥原則として、雇用保険の被保険者になっていること。
- ⑦過去3年以内の就職について、再就職手当又は常用就職支度手当の 支給を受けたことがないこと。(事業開始に係る再就職手当も含み ます。)
- ⑧受給資格決定(求職申込み)前から内定していた事業主に雇用されたものでないこと。

④受給資格に係る離職理由により給付制限がある方は、求職申込みをしてから、待期期間満了後1か月の期間内は、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介によって就職したものであること。

